

平成27年第4回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

12月15日(火曜日)

平成27年第4回甘楽町議会定例会会議録第2号

平成27年12月15日（火曜日）

議事日程 第2号

平成27年12月15日（火曜日）午後零時56分開議

- 日程第 1 議案第79号 甘楽町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第80号 甘楽町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第81号 甘楽町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第82号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第83号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第84号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第85号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第86号 平成27年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第87号 平成27年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第88号 平成27年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 委員会審査報告 総務文教常任委員会
- 日程第12 発議第 4号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書（案）
- 日程第13 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について
- 日程第14 議員派遣の件について
- 日程第15 一般質問 第 1番 山 崎 澄 子（シングルマザー（ファザー）の取り組みは）

- 第 2 番 山 崎 澄 子 (甘楽町の男女共同参画について)
- 第 3 番 山 崎 澄 子 (防犯カメラの設置を)
- 第 4 番 齋 藤 彰 重 (有害鳥獣駆除と被害対策について)
- 第 5 番 相 川 忠 夫 (防災に備えた準備)
- 第 6 番 江 原 榮 和 (「義務教育において特色ある学校教育の実施」について)
- 第 7 番 中 野 喜久勇 (町道の整備について)
- 第 8 番 中 野 喜久勇 (公民館等公共施設の貸室使用料について)
- 第 9 番 山 田 邦 彦 (「座りすぎ」の解消と通学路の安全対策を)
- 第 10 番 山 田 邦 彦 (道路標識、公園等の遊具などの点検方法は)
- 第 11 番 山 田 邦 彦 (学校に「お弁当の日」を取り入れてはどうか)
- 第 12 番 中 里 芳 久 (町長選について)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	齋藤彰重君	2番	相川忠夫君
3番	金田倍視君	4番	山崎澄子君
5番	富岡朝男君	6番	江原榮和君
7番	佐俣勝彦君	8番	中野喜久勇君
9番	長谷川儀平君	10番	柳澤清次君
11番	中里芳久君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	由田進君
教育長	柴山豊君	会計管理者(会計課長)	松沢計作君
総務課長	山田勇君	企画課長	森田稔君
健康課長	飯塚章君	住民課長	松本一雄君
産業課長(農業委員会事務局長)	松井均君	建設課長	中野哲也君
水道課長	吉田喜代治君	学校教育課長	横尾弘君
社会教育課長	吉田泰志君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋茂	書記	飯塚香奈
------	-----	----	------

○開 議

午後零時 56 分開議

◇議長（佐俣勝彦君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第 1 議案第 79 号 甘楽町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 1、議案第 79 号 甘楽町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 2 議案第 80 号 甘楽町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 2、議案第 80 号 甘楽町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第3 議案第81号 甘楽町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する
条例の制定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第3、議案第81号 甘楽町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第4 議案第82号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部
を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第4、議案第82号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第5 議案第83号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第5、議案第83号 甘楽町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 举手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第6 議案第84号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第6、議案第84号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 举手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第7 議案第85号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第7、議案第85号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 举手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第8 議案第86号 平成27年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第8、議案第86号 平成27年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は举手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第9 議案第87号 平成27年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第9、議案第87号 平成27年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第10 議案第88号 平成27年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第10、議案第88号 平成27年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第11 委員会審査報告 総務文教常任委員会

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第11、委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員長は登壇して、陳情第3号について報告を願います。

◇総務文教常任委員長（江原榮和君） 平成27年12月15日。甘楽町議会議長佐俣勝彦様。甘楽町議会総務文教常任委員会、委員長江原榮和。委員会審査報告。本委員会に付

託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、甘楽町議会会議規則第94条の規定により報告いたします。記。1、開催日時。12月9日午前9時。2、場所。甘楽町役場委員会室。3、出席者。委員長、江原榮和。副委員長、中野喜久勇君。委員、齋藤彰重君。委員、佐俣勝彦君。委員、柳澤清次君。委員、中里芳久君。4、欠席者。なし。5、会議事件説明のため出席を求めた者。教育長、柴山 豊君。総務課長、山田 勇君。企画課長、森田 稔君。住民課長、松本一雄君。会計課長、松沢計作君。学校教育課長、横尾弘君。社会教育課長、吉田泰志君。

6、審査の状況。陳情第3号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める陳情書。

社会保障税番号制度は、国が主体となって実施する社会基盤整備事業である。ところが、当該制度の導入に当たり、個人番号通知及び個人番号カードの交付を行うために必要な人員確保やシステム整備経費の対応に苦慮しているのが現状である。また、本制度については、安全かつ迅速な制度の導入及び推進が求められているが、本制度導入時の混乱に乗じた詐欺等も懸念されている。

こういった実情を踏まえ、社会保障税番号制度の導入に対する国の予算措置、本制度の推進及び啓発に係る支援や情報提供は必要不可欠であるとの意見で一致した。

よって、本陳情は採択すべきものと決定した。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。では、総務文教常任委員長は自席にお戻りください。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

陳情第3号について、委員長の報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第 1 2 発議第 4 号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書（案）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 1 2、発議第 4 号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中野喜久勇君、登壇して説明願います。

◇ 8 番（中野喜久勇君） 発議第 4 号。平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日。甘楽町議会議長佐俣勝彦様。提出者。議会議員、中野喜久勇。賛成者。同、江原榮和。同、齋藤彰重。同、柳澤清次。同、中里芳久。マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり甘楽町議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書。

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入に伴い、市町村には通知カード・個人番号カードの交付について対応するよう求められている。直接のカード交付経費である地方公共団体情報システム機構への交付金については、平成 2 7 年度は国庫補助（個人番号カード交付事業費補助金・補助率 1 0 / 1 0）が措置される一方、市町村のカード交付事務に係る経費については、個人番号カード事務費補助金が措置される。

しかし、これは、国が平成 2 7 年度に予算化した 4 0 億円を市町村の人口比で按分した額によって交付申請を行うこととされ、本来全額が国庫負担であるべきところ非常に低い補助上限額となっており、自ずと市町村は財源負担を強いられることになっている。

また、平成 2 8 年度以降についてもマイナンバーは相当数の交付が見込まれるが、現時点では、これらに対して十分な補助金額が確保されるのか明確ではない。

そこで、政府において、自治体負担の軽減のために以下の事項について特段の配慮を求める。

記。1、平成 2 8 年度以降についても、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金全額を国の負担とし、十分な予算措置をすること。

2、同様に、円滑な個人番号カード交付事務を行うため事務処理に必要な人員の確保やシステム整備経費など全額を国の負担とし、十分な予算措置を行うこと。

3、地方自治体の予算編成等に支障が出ないよう補助金交付やシステム改修フローなど

円滑な制度導入準備のために必須の情報を適時適切に提供すること。

4、マイナンバー制度のスムーズな導入に向けて、地方自治体職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成、研修会の開催など十分な支援を実施すること。

5、配達できなかった簡易書留郵便（マイナンバー通知）の受取人の所在調査に要する経費の負担軽減を図ること。

6、マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や個人番号カードの円滑な交付の推進のための周知広報に対する支援を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月15日。甘楽町議会議長佐俣勝彦。内閣総理大臣。総務大臣。財務大臣。厚生労働大臣宛て。

以上でございます。

◇議長（佐俣勝彦君） 提案者の説明が終わりました。

ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。提案者中野喜久勇君は、自席にお戻りください。

発議第4号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第13 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第13、閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました「継続審査・調査申出書」のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査・調査することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査・調査をすることに決定しました。



○日程第14 議員派遣の件について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定によりお手元に配付しました「議員派遣の件」についてお諮りいたします。

配付書記載のとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

よって、配付書記載のとおり議員派遣することを決定しました。



○日程第15 一般質問

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第15、一般質問を行います。

質問は、あらかじめお手元に配付した質問一覧表の順により発言を許します。

通告書に沿って簡潔にお願いします。

最初に、質問番号1から質問番号3までを議席4番山崎澄子君、登壇の上、一括して質問を願います。

◇4番（山崎澄子君） 「シングルマザー（ファザー）への取り組みは」ということで質問させていただきます。

小さな子どもを抱えてのシングルマザーやファザーの日常生活等の大変さを取り上げた報道をよく目にします。

母（父）子のみでアパート生活している、子どもが小さくパートタイムでも働けない、一日、目いっぱい仕事をかけ持ちしている等、取り上げられている内容は、懸命に働く母（父）、働きたくても働けない現状の人たちです。

子どもは宝です。おかれている環境や境遇ではなく、安心して生活を子育てをしていくには行政の支援が必要だと思います。このような現実におかれている人たちに町ではどのような取り組みや支援をしているのか、お伺いいたします。

質問番号2「甘楽町の男女共同参画について」。

県下各市町村職員の女性管理職の人数が取り上げられた上毛新聞の記事は記憶に新しいところでは。

職員の女性管理職登用はもちろんです、各種審議会、委員会にも積極的に女性の登用をしていただきたい。

現在、町では女性委員ゼロの委員会がありますか。また、女性が委員会に占める割合は何パーセントでしょうか。町として、今後どのように女性の参画を増やすか、方向性を伺います。

質問番号3「防犯カメラの設置を」。

日暮れが早くなると、中高生の下校時が心配になります。甘楽中学校開校にあたって、登下校の通学路に関しては、関係各位で種々検討されていると思います。

その中で、多くの町民の皆さんが、文化会館から小舟までの道路における犯罪を危惧しております。

県道金井小幡線とのT字路に防犯カメラを2基設置とのことですが、事故を未然に防ぐ為にも途中に防犯カメラが1基も無いということは無防備ではないかと思えます。是非、開校前に再検討して、速やかに設置していただきたい。この間の道路に防犯カメラの設置を望んでいる町民の声は、特に高いのです。この間のカメラの設置ができるか、お伺いいたします。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

質問番号1から質問番号3までを一括して答弁願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） 山崎澄子議員からは3つの質問をいただきました。

最初に「シングルマザー（ファザー）への取り組みは」、このご質問についてお答えをいたします。

まず、母子家庭・父子家庭について町の状況を申し上げますと、現在、母子家庭は88世帯、父子家庭は2世帯となっております。この内、親と同居または近居の世帯は59世帯あり、6割以上の世帯が親族等から何らかの援助を受けているのではないかと考えられます。

町では、このような親との同居世帯や親族等の援助を受けておられない世帯を含め、経

済面においては町単独事業として実施しております就学援助費を始めとして、国・県費で賄われております児童扶養手当、社会福祉協議会で実施をしている入学、そして卒業祝金の支給や、低所得者・生活困窮者を対象とした生活福祉資金貸付制度などがあります。

また、子育てについては、保育園の入所を優先的に対応しているところでもあります。

困ったことなどがある場合は、地元の民生委員さんや役場にいつでもご相談をさせていただきたいと思っております。

ご質問の詳細につきましては、この後、担当課長からお答えをさせますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

次に、質問番号3「甘楽町の男女共同参画について」のご質問についてお答えをいたします。

まず、1問目の女性委員ゼロの委員会ですが、地方自治法第180条の5に、地方自治体に置かなければならない委員会の定めがございます。この規定に該当するのは6委員会で、うち4委員会が女性委員ゼロといった状況ですが、町の条例、規則、設置要綱等で定めた委員会等が多数ありますので、詳細につきましては、この後、担当課長からお答えをさせますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

なお、最後のご質問「今後の女性参画の方向性」につきましては、女性活躍推進法が本年8月に通常国会で成立をして、成長戦略の一環として安倍総理の主導で「すべての女性が輝く社会」の実現に向けた取り組みがスタートいたしました。また、本県におきましても、様々な企業や団体等と連携をして「ぐんま女性活躍大応援団」を設置し、県民運動として男女共同参画社会に推進に向けた大きな動きがありました。

本町におきましても、こうした環境変化を注視し、女性の委員会登用を始め役場内においても女性職員の採用や女性管理職の登用について計画的に進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

最後に、質問番号3「防犯カメラの設置について」のご質問をいただきました。

山崎議員ご質問の小舟のT字路から高速道路に架かる三ツ俣橋までの約1.2キロメートルの間に、町ではこれまでに幅員3メートルの歩道とLEDの防犯灯30基を設置し、また三ツ俣橋に歩道用グリーンベルトゾーンを設けるなどして統合中学校へ通う生徒たちが安全で安心して通学ができるよう努めてきたところであります。

本年9月に町教育委員会が行った統合中学校開校に向けての保護者説明会の席で、保護者の方からの意見として、小舟・三ツ俣線に防犯カメラを設置してほしい旨の要望があっ

たとの報告は受けております。防犯対策の一環として、本定例会補正予算に県道金井・小幡線の小舟T字路脇に防犯カメラ2基の設置費を計上したところであります。

山崎議員の言われる小舟・三ツ俣線の間あたりには設置できないかの質問につきましては、東京電力とも協議を進め大型の外灯の設置と併せて検討を行います。詳細につきましては、この後、担当課長からお答えをさせますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 健康課長。

◇健康課長（飯塚 章君） 命によりお答えします。

質問番号1についてですが、母子家庭・父子家庭における支援ですが、小中学生を扶養されている世帯の方には、教育委員会より就学援助費（準要保護費）が支給されます。支給要件は、町民税非課税世帯及び児童扶養手当の支給世帯が該当しております。

補助の内容につきましては、学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費となっております。

平成26年度の実績で申し上げますと、小学校1年生では3人の児童に1人当たり年間7万9,040円、2年生から5年生は21人の児童に1人当たり60,800円、6年生は7人の児童に1人当たり8万440円を補助し、中学生では1年生16人に1人当たり10万5,110円、2年生は9人で1人当たり8万3,790円、3年生は4人に1人当たり13万6,560円の補助をいたしました。その中で、給食費につきましては、小学生で31人に合計126万9,000円、1人当たり年間4万5,600円、中学生で29人に合計151万2,000円、1人当たり年間5万7,000円の補助をしております。なお、この就学援助費につきましては、各学期ごとに分けて支給をしております。

次に、町で認定請求を受け付け、国・県費で対応している児童扶養手当ですが、前年の所得に応じて、全部支給、一部支給、支給停止に分けられます。

児童が1人の場合、全額支給では月額4万2,000円、一部支給では段階的に9,910円から4万1,990円で、児童が2人の場合は、先程の金額に5,000円、3人以降はさらに3,000円ずつ加算されます。

また、所得による支給制限は、全部支給では扶養親族1人では57万円未満、2人以上1人につき38万円の加算で、一部支給では扶養親族1人で230万円未満、2人以上1

人につき38万円の加算となっております。今年度の受給者としては、全部支給該当者は36世帯、一部支給が39世帯、支給停止が15世帯となっております。

その他、社会福祉協議会では、母子・父子世帯の子どもが小学校及び中学校入学時に祝金として1万円を支給し、中学校卒業時にも1万円を祝金として支給しております。

次に、子供が小さくても生活する為に働かなければならない状況においては、町長が先程申し上げましたとおり、かんら保育園では優先的にお預かりをする対応をとらせていただいております。「子どもを育てるなら甘楽町」と常々町長が申し上げていますとおり仕事を探す間についても一定期間保育園でお預かりする体制を整えております。

母子・父子家庭等に成り立ては、不安や心配事がたくさんあると思います。そういう時は遠慮せずに健康課までご相談いただきたいと思います。福祉の立場、保健師の立場から解決方法を見い出せるお手伝いができればと思っております。

山崎議員におかれましても、いろいろな方よりご相談を受けられると思いますが、町等の制度をご説明いただき、町議会唯一の女性議員として地域福祉の向上の為に協力をお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務課長。

◇総務課長（山田 勇君） 命によりまして、質問番号2「甘楽町の男女共同参画について」、お答えいたします。

ご質問の女性委員の割合ですが、地方自治法第180条の5に規定されている委員会では、女性委員が登用されているのは教育委員会と農業委員会の2委員会です。教育委員会が5名中2名で、率にして40%、農業委員会が15名中1名で、率にして6.7%となっております。

この他、町の条例、規則、要綱等で定めた団体が委員会で19、審議会で10ほどありますが、諮問が上がってから立ち上げる委員会や休止となっている委員会もありますので、一概に全体の割合・率が出せない状況でありますので、ご理解をお願いいたします。

先程述べました2委員会を除き、現状で把握している女性委員のいる委員会等についてご報告させていただきます。

教育支援委員会が10名中5名で50%、いじめ防止対策委員会が13名中2名で15.4%、学校給食運営委員会が21名中10名で47.6%、社会教育委員会が10名中3名で30%、子ども子育て審議会が15名中8名で53.3%、ふるさと景観審議会

が8名中3名で37.5%という状況です。

更に、今年度は地方創生に向けた甘楽町版総合戦略を策定中ですが、その為の「キラッとかんら安心のまち創生会議」では11名中2名で18.2%、同じく未来創生懇話会は19名中5名で26.3%、同じくワーキンググループは11名中6名で54.5%と、各分野で活躍されている女性にも参加をしていただいております。

今後の方向性につきましては、先程町長が答弁したとおりでありますので、男女共同参画社会への理解を深める為、誰もが働きやすい環境整備を進めてまいりますので、ご理解を賜りたくお願いいたします。

続きまして、質問番号3「防犯灯カメラの設置を」についてお答えいたします。

小舟・三ツ俣線の防犯対策につきましては、これまでも他の議員さんから質問が上っており、冒頭町長が答弁いたしましたような対策を講じてきたところです。

山崎議員からご提案のありましたソーラーパワーで稼働する防犯カメラについては、電源の無い場所でも設置できるという利点はございますが、天候に左右され安定した電力が確保できるか心配な面もありますし、費用も高額である為、開校までのカメラの設置は無理と思われれます。

当面は、この度、補正いたしました小舟T字路脇の防犯カメラ2基と、甘楽中学校南門前交差点に既に設置の防犯カメラ2基で南北の主要出入り口の監視体制を図りまして、生徒の安全確保に努めていきたいと考えております。

今後も必要に応じて防犯カメラの設置を図り、町民の安全安心を守る1つの手段として活用していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

質問第1から質問第3について、2回目の質問がありましたらお願いいたします。

◇4番（山崎澄子君） ありがとうございます。

町としては、このシングルマザーとファザーの方に対しての手厚いと言いますか、国の基準プラスアルファの金銭的な面を支援しているということ、大変心強いことだと思います。何と言っても生活していく上には金銭面がまず最初に出てくるものだと思うんですけども、やはり夫婦で生活しているものとは違いまして、親1人で子どもを育てるということは、金銭面のみならず、精神的にやっぱり非常に大きな負担というものが掛かるんじゃないかと思います。是非、金銭面はこのままより手厚いことをしていただきたいと思

ますが、その精神面、先程、地区の民生委員さん、それから健康課に相談をとというお話がありました。もちろんそうなんです。やはりいつでもすぐ相談に乗ってもらえるというようにケースワーカー的なものを是非配置していただければと思います。

これは要望ですので、質問番号1はこれで終わります。

質問番号2なんです。半数近くを女性が占めているというのは、委員会と審議会です。他はやはり10%、20%、そのくらいのもので、この共同参画というものは私も随分前からいろんなところに出させていただきまして、お話を聞きましたが、非常に難しい問題で、男女共同参画とは一体何だろうというのが最初の疑問でした。ただやはり、私も今こういった皆さんのご支援を受けまして、席に着くようになり、女性がたくさん出てくるところに、いろいろな良い意見が出るんじゃないかと思います。それなので、是非行政の方で女性を登用する場合には、せめてもうちょっと人数を増やして、各委員会には必ず複数の方が占めるような委員会なり審議会なりを是非作るように。そこからやはり女性、男性の感覚、心構えも変わってくるんじゃないかと思います。お互いが切磋琢磨して意見を出すことで、世の中も変わるんじゃないかと思いますので、是非そういったことに関しましては、1人でも多くの女性の登用をお願いいたします。

質問番号2は、以上です。

質問番号3の防犯カメラです。カメラの設置というものは、お金が掛かるということ以前に、子どもの安全とお金とどっちをはかりに掛けるかということになれば、やはり子どもの安全のほうが重いんじゃないかと思います。

是非、今、東電の方とも協議していらっしゃるということなんですけれども、他の所はあまり心配はなさらないんですけれども、あの区間だけは町民の皆さん、本当に異口同音に心配の声を聞きます。もう少し前向きにここのことは検討していただきたいと思えます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 要望でいいですか。

◇4番（山崎澄子君） はい。

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、質問が終わります。

それでは続きまして、質問番号4を議席1番齋藤彰重君、登壇の上、質問を願います。

◇1番（齋藤彰重君） 私は、「有害鳥獣駆除と被害対策について」、ご質問をいたします。

近年、イノシシ、シカ、ハクビシン、タヌキなどの被害が増えています。

秋畑地区では、今年の秋もあちらこちらの山からシカの鳴き声がけたたましく飛び交い、畑の作物もイノシシやシカの食害被害が多く見られました。

甘楽町においては、平成26年度には、猟友会の皆さんにお世話になり、イノシシ52頭、シカ31頭、クマ1頭、ハクビシン33頭などを駆除していただいたそうで、大変ありがたく感謝しております。しかし、駆除を上回る繁殖により、年々被害が拡大している様子が見受けられます。

そこで、次の点についてお伺いします。

有害鳥獣駆除には猟銃駆除とわな猟の駆除がありますが、甘楽町の猟銃免許者の数とわな免許者の数をお伺いします。また、最近3年間のわなの貸出状況についてお伺いします。

次に、食害被害を防ぐには電気柵が最も効果的と思いますが、その設置費に対する補助制度についてお伺いします。県の補助制度の要件と、その制度に該当しない小面積での個人設置に対しても町単独の補助金が支給できないか、お伺いをいたします。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） 齋藤彰重議員の「有害鳥獣駆除と被害対策について」の質問にお答えします。

まず、議員ご指摘のとおり、野生鳥獣の生息域の拡大等によりまして、まずはイノシシ、そしてシカ、ハクビシン、タヌキなどの有害鳥獣による被害が増え、家の近くにある自家用の野菜などを作っている畑にまで出没し、自給的農家の多くも被害に遭っているという声をよく聞いております。

町では、今年度、有害鳥獣駆除隊を新たに組織いたしまして、23名の方に委嘱をしております。

本年11月末現在でありますけれども、イノシシを5頭、シカを17頭、ハクビシンを8頭、アライグマを4頭、タヌキ6頭、カラス31羽を駆除いたしました。

農業は、これまで地域における産業としてだけではなく、集落形成においても非常に重要な役目を果たしてきております。

今後も、農家の維持対策について努めていきたいと考えております。

ご質問いただきました電気柵は有効な方法だと考えておりますが、電気柵の設置等の詳細につきましては、担当課長からお答えをさせます。

また、小規模な田畑等には、オリの設置も有効ではないかなとも考えておりますが、こちらも詳細につきましては、課長からお答えをさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 産業課長。

◇産業課長（松井 均君） 命によりお答えいたします。

ご質問いただきました町の猟銃免許者数は、平成26年度で22名です。

内訳は、第1種の銃免許者数14名、第2種空気銃の免許者数が1名、わな及び第1種銃免許両方を持っている方が7名います。

町のわな免許者数は重複されている方を合わせて34名です。

最近3年間のわなの貸付状況ですが、平成25年度は、イノシシ用大型オリ13件、小動物用オリ26件、くくりわな28件の貸し出しをいたしました。平成26年度は、大型オリ13件、小動物用オリ27件、くくりわな48件の貸し出しをいたしました。平成27年度は11月末現在でございますが、大型オリ13件、小動物用オリ25件、くくりわな28件の貸し出しを行っております。

次に、電気防護柵設置費に対する県の補助制度についてのご質問ですが、県の補助制度は、幾つかの採択要件があります。

1つは、営農を守る為の施策ですので、農業振興地域内の農用地でなければなりません。農業振興地域外の農地については、一定年数の営農を約束していただく必要があります。

2つ目は、団体による共同利用を行うことが条件であり、地区全体を囲う形での電気柵等の設置である為、道路や水路などで分断することは構いませんが、個々の農地を囲うことは個人利用となり認められません。また、事業主体は、農業者が組織する団体でなければなりません。補助率については、資材費の50%です。

現行の県の補助制度では、家の近くにある自家用の野菜を作っている畑、いわゆるせんぜい畑などへの適用は困難かと思われまます。

今後は、県に対しまして、ご指摘いただいている小面積での個人設置に対しましても補助事業が適用できるように要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申

し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いいたします。

◇1番（齋藤彰重君） ありがとうございます。

免許取得者の状況については、分かりました。特に、猟銃の免許の所有者につきましては、近年若者の加入が少ないということで、全国的にも高齢化が課題になっていると聞いております。甘楽町においても、同じ状況があるのではないかなというふうに思います。

従って、自分の畑を守るには、わな免許を取得する人を増やすことが望まれます。免許取得の方法の周知ですとか、あるいは契約ですとか、行っていただきますようお願いをして、少しでも鳥獣被害が少なくなるような取り組みをお願いをしたいと思います。

また、わなにかかった獣につきましては、止め刺しを行わなければなりませんので、これは猟友会に從來からお世話になっていると思いますが、その点につきましても、猟友会にご協力をお願いいたしまして、この件については終了させていただきます。

次に、電気柵の補助の件ですが、只今、県の補助制度の要件をお伺いをいたしました。農振地域の農地であるとか、営農年数であるとか、あるいは組織でなければ補助が受けられないとか、かなり制約があるように理解をいたしました。

特に、電気柵の関係は、私どもの地域でもこんにやく芋の耕地なんですが、電気柵で囲って被害防止の成果を上げております。ただ、その管理というのがやはり必要でして、班を作りまして、定期的に柵の見回り等をやっておりますし、大きなわなも町からお借りをして設置をしているんですが、そこもわなにかかっているかどうかの見回りが必要ということで、大きなエリアだとどうしても個人ではできませんから、組織でやると、そういうことになるということも理解ができます。

そういうことを理解した上で、もう一度お話を申し上げたいと思うんですが、最近、集落の近くまで被害が及んでおりまして、一生懸命耕作をしている方がいらっしゃる訳ですけども、そこはその集落とすれば、農地としてこれからも残していきたいという所ではないかと私は思っているんですが、そこが収穫時期に被害を受けると、非常にがっかりをいたしまして、段々耕作を放棄する。そうすると荒れていく訳なんですが、その畑が荒れると、更にその集落に近い畑の方へまた被害が及ぶと、こういう連鎖があると思います。

従って、県の補助制度に該当しない所についても、電気柵の補助については、是非検討

していただけたらありがたいというふうに思っている訳です。

ちなみに、下仁田町では、本年の7月から県の補助事業を受けた場合は、県の補助を差し引いた額の2分の1を町として補助する。また、県の補助が入っていない場合には、事業費が5万円を超える時には2分の1の補助で、上限10万円というふうな補助制度を創設したということも聞いております。対象は2戸以上ということも聞いておりますので、なかなか個人設置で即該当するということではないかもしれませんが、甘楽町におきましても、中山間地ではこの被害に悩んでいる方がいらっしゃいますし、聞けば今年は上野でもシカの被害があったというふうな話も聞いておりますので、道路で区画をされたり、あるいは農地が点在したり、地形によっていろいろ電気柵の設置の仕方もいろいろと思うんですが、個人でも希望者は2分の1程度の費用負担で設置ができるような町単の補助制度を是非ご検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 今、齋藤議員から、細やかな再質問をいただきました。

確かにおっしゃられるとおり、全ての農地を全て囲い切る訳にはいきませんので、なかなか難しさがある訳でありますけれども、電気柵がかなり有効だということは、既に証明されているところでありますので、下仁田町の例も挙げていただきました。近隣の例等もこれから出てくるんだと思いますので、町単独でそのような補助ができるかどうか、この辺につきましては検討させていただき、お時間をいただければというふうに思っております。

確かに、個人の庭先に電気柵をつけて、その2分の1を全部に出してやるなど、その面積等々の多少の問題点はあるかと思っておりますけれども、いろいろ検討しながら研究をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 齋藤議員。

◇1番（齋藤彰重君） ありがとうございます。

町長が言われるように、やはり町単の補助でもいろいろな制約というのは生まれてくると思いますので、十分ご検討していただきまして、もし可能であればそういう制度を作っていたいただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、齋藤彰重君の質問が終了いたしました。

次に、質問番号5を議席2番相川忠夫君、登壇の上、質問を願います。

◇2番（相川忠夫君） 「防災に備えた準備」についてお伺いをいたします。

今年9月、異常気象と思われる大雨により栃木・茨城を中心に大きな被害を受けました。この9月の大雨も一つ間違えれば群馬県も大きな被害に遭遇したと思われます。災害はいつやってくるか分かりません。

当町では、年1度、町を挙げての防災訓練が行われております。私自身も数回参加させていただき、日頃の備えが大切なことを痛感しております。

町では、飲料メーカーやプロパンガス組合とは既に災害協定を結んで、災害時の協力体制ができていると聞いていますが、生活に直結した電気については、電気供給会社と災害協定を結ぶことは不可能と聞いています。

そこで、電気については、自衛手段を準備しておくことが重要と思いますので、次についてお伺いいたします。

1、町の災害時の避難場所は何カ所ですか。

2、避難場所のうち、自家発電装置を備えた避難場所は何カ所ありますか。

3、設置されている自家発電装置によって、どのくらい（何時間くらい）電気が賅えるかお伺いをいたします。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了いたしました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、相川忠夫議員の「防災に備えた準備」の質問にお答えをしたいと思います。

まさに言われたように「災害は忘れたころにやってくる」ということわざがありますけれども、現在は忘れるどころか、未曾有の東日本大震災を発端に、国内では御嶽山の噴火による火山災害や栃木・茨城の集中豪雨等による鬼怒川の氾濫災害などが起こっております。

当町でも、地震や災害がいつ発生するか分かりませんので、町では災害時の対応として「甘楽町防災マップ」を作成しました。避難所や災害への備え、そして基本的な避難の順序、災害から身を守る為の心得などについて、全世帯に配付してお知らせをしてきたところであります。

ご質問1番の、避難場所の箇所数につきましては、全47カ所です。内訳は、秋畑地区が10カ所、小幡地区が13カ所、福島地区が11カ所、新屋地区が13カ所となっております。

ります。

なお、土砂災害のハザードマップや避難所の一覧表につきましては、町のホームページでも公開をしているところであります。

また、来年度からは甘楽中学校に併設する防災交流センター、これを中心に災害時に備えていきたいと思っております。防災交流センターの詳細、自家発電装置等につきましては、担当課長からお答えをさせますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務課長。

◇総務課長（山田 勇君） 命によりお答えいたします。

各地区の避難場所等については、先程町長が答弁いたしましたように各地区の公会堂、学校、体育館、文化会館、福祉センター等の公共施設となっています。備蓄品の種類は、毛布や掛布団、シーツ、枕、マスク、ペットボトルの飲料水等で、自家発電装置を備えた施設は現在のところございませんが、各地区の消防団が発電機を1基ずつ装備していますので、全部で10基、更に役場で2基装備しています。また、災害時の応急対策として災害時協定を結んでおります町建設業協会から、工事用の大型発電装置を提供してもらうことになっております。

町では、万一の大災害に備え、来春開校となります甘楽中学校を町の防災拠点として位置付けて、災害時に生徒や避難民を受け入れる防災機能の充実した学校施設、防災交流センターとして整備いたしました。

一例を挙げますと、防災交流センターの電気設備（エアコンを含む）の約60%を賄える非常用発電装置が1基あり、軽油990リットルタンクで72時間稼働できます。

この他、断水時対応の60トンの防火水槽が2基、飲み水が確保できる浄水装置、乾パン・毛布などを備蓄した防災倉庫、災害時に物資の集配、炊き出し所として使用できますピロティ駐車場、体育館の大屋根には容量30キロワットの太陽光発電装置を設置、隣の学校給食センターでは炊き出し等にも対応でき、避難設備の整った防災拠点としての機能を有しています。

しかし、災害から身を守る為には日頃からの防災意識と万一に備えた訓練が欠かせないと思いますので、毎年開催される地域防災訓練には、どうか大勢の皆さんが参加されご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後も、町民が安心して暮らせるまちづくり、防災意識の向上に努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

以上でございます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたらお願いします。

◇2番（相川忠夫君） 只今の質問に対して、十分なお答えをいただきました。大変ありがとうございました。

以上にします。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、以上で相川忠夫君の質問が終了しました。

次に、質問番号6を議席6番江原榮和君、登壇の上、質問をお願いします。

◇6番（江原榮和君） 「義務教育において特色ある学校教育の実施」について、ご質問いたします。

来年4月に、甘楽第一中学校と第二中学校が統合され「甘楽町立甘楽中学校」がふれあいの丘に開校しますが、現在、町内におけます住民人口の減少がとても危惧されており、小学校や中学校における生徒の減少も同様であります。

甘楽中学校の周辺には、陸上競技場をはじめとして文化会館や体育館もあり、教育環境が大変良い場所であり、統合中学校の施設についてもこの界限には無い、とても素晴らしい中学校ができますことから、生徒の減少を少しでも抑えることが、喫急の課題だと思われれます。

この為、町外の子どもや父兄たちから「甘楽町に住めば、この近辺に無い特色ある教育をしていただけるのだ」というような環境作りをしていただく必要があると思います。

特に、甘楽中学校はハード面では最新のなとても素晴らしく充実されている施設でありますことから、ソフト面でも充実した教育環境を作っていただき、生徒や父兄から魅力のある中学校だと感じていただく為にも、次のことについて提案しますので、町としての方針や提案に対する考え方をお聞きいたします。

1. 先日の上毛新聞に一中と二中の1年生が交流を深めたと報道されておりましたが、保護者の中には町内のいろいろな地域から通学することとなることから、トラブルが生じないかと心配している方もおられますが、その対策はどうなっているのでしょうか。

2. 外国語の授業においては、特にALT等の外国語教師が不足していると思われるので、ALTをはじめとした外国語を担当する教師を増員し、教育カリキュラムに基づく学習時間の他にも幼稚園や小学校からの外国語授業の充実をしていただきたいと思います。

3. 義務教育における外国語教育の充実の為の課外授業やクラブ活動として、仮称では

ございますが、外国語研究部のような文化部の設置はどうでしょうか。

4. 生徒の希望状況によっては、外国語教育として英語授業の他にも中学校から国際交流に対する興味を持っていただくようイタリア語や中国語教育の取り入れ、課外授業としてでも結構でございます。

5. 甘楽中学校においては、二中校区（小幡地区）の生徒は二中跡地に集合し、そこからスクールバスが運行される予定らしいですが、生徒の体力低下も懸念されますことから、自転車等による通学も奨励してはいかがでしょうか。

以上のことにつきまして、人口が減少する中において、少しでも町内からの流出に歯止めをかけるとともに、町外からの流入人口が少しでも増えればと思い、質問いたします。よろしく申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 江原榮和議員の「義務教育において特色ある学校教育の実施」についてのご質問にお答えいたします。

いよいよ4カ月後には、現在の一中、二中が統合し、甘楽中学校が開校いたします。議員の皆様はじめ、関係各位の温かいご指導とご支援、また町民のご理解により立派な校舎が完成し、開校の準備が着々と進められているところであります。開校までには、まだまだたくさんの課題があります。その一つ一つを解決して、円滑な学校統合に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

さて、議員のご指摘のとおり充実した教育施設や魅力ある文化的、教育的環境を整えることは、生徒減少対策として大変有効なことではないかと思っております。

しかし、真に魅力あるものにする為には、施設や設備が立派なだけではないでしょう。具体的に、どのような教育がなされるかにかかっているのではないかと思います。

その第一は、大きな声で「あいさつ」できる学校にすること。

第二には、学業はもちろんのこと、スポーツ、文化活動など部活動の盛んな学校にすること。

第三には、いじめの無い明るく温かな学校にすること。

第四には、国際的感覚と視野を持った子どもを育成できる学校にすること。

これらを目指して、特色ある学校にしてまいりたいと考えております。

ご質問の詳細については、担当課長からお答えさせていただきますので、ご理解を賜りたくよろしくお願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 学校教育課長。

◇学校教育課長（横尾 弘君） 命によりお答えいたします。

1 番目の中学校統合に伴うトラブル対策についてでございますが、江原議員のご質問にもありましたとおり上毛新聞や町広報にも掲載されておりましたが、一中、二中では、統合時に生徒同士の交流が円滑に行えるよう、また環境の変化による不安を無くすことを目的として「ピア・サポート活動」、いわゆる仲間同士の支え合い活動を2年程前から合同で実施しております。学校行事や部活動の交流、合同練習や合同チームでの対外試合などを行って交流を深め、交友関係の促進に努めております。参加した生徒たちの感想は、「新しい友達と知り合いになれた」とか「人見知りなので緊張したが、最後には慣れた」などの感想が寄せられております。

今後も、できる限り相互の交友関係を深められるようにしていきたいと考えております。

2 番目の「ALTをはじめとした外国語を担当する教師を増員し、幼稚園、小学校での外国語授業の充実を」とのご質問でございますが、現在、甘楽町ではALTを2名雇用して中学校を中心に小学校での外国語活動やより早く英語に親しませる為、幼稚園、保育園にも派遣し、外国人と触れ合うことにより国際的感覚を身につけられるような教育を進めております。

将来、英語教育がますます重要になっていくことを踏まえ、ALTを有効に活用するとともに小学校にも英語教員を配置できるようにして、英語を中心とした特色ある学校教育の推進に努めていきたいと考えています。

3 番目の中学校で課外授業やクラブ活動として「外国語研究部」のような文化部の設置についてのご質問でございますが、課外授業や部活動等の実施については、校長の裁量に委ねられておりますので、学校の意見を尊重してまいりたいと考えております。

次に、4 番目の「生徒の希望状況により英語の授業の他にイタリア語や中国語教育を取り入れてはどうか」とのご質問でございますが、義務教育では学習指導要領に示されている各教科の授業を実施することを基本としております。それ以外の学習については、週2時間ある総合的な学習の時間で行う為、現在は目いっぱいの状況でございます。また、適当な講師や指導者の確保も難しい状況でございますので、極めて困難と思っております。

次に、5番目の「スクールバスの運行による生徒の体力低下が懸念されることから自転車通学を奨励してはどうか」とのご質問にお答えさせていただきます。

現在の一中、二中では、それぞれの基準により保護者の申請に基づき自転車通学を許可しております。

甘楽中学校については、保護者説明会において通学距離で使用制限を行わず、希望により自転車通学を認めることをご了解をいただいております。

江原議員のご指摘にありますようにバス通学により体力の低下が心配されますが、自転車を使用するかしないかの判断は、保護者にお任せしたいと考えております。

以上でございますが、ご理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたらお願いします。

江原議員。

◇6番（江原榮和君） ありがとうございます。

質問というよりお願いで申し上げますけれども、大変立派な設備が整っております。周りの町有施設も整っております。大変教育環境の良い立地条件の学校です。いずれにしても、国際交流の活発な当町におきまして、ALTなどの外国語専任教師の積極的な採用をお願いしまして、世界共通語であります英語の充実はもちろんしていただき、国際交流に少しでも子どもたちがなじんでいければと思います。先日のハルビン市訪問中学生研修団ではございませんが、参加希望者が1人だけというのはとても寂しいことでございます。是非とも英語ができれば、外国を訪問した時、一緒に話ができると思いますので、是非その辺の教育を進めていただきたいと思います。

また、甘楽中学校の名前を県内だけでなく全国的にも広めていただきまして、町内外の父兄や子どもたちから「甘楽町で義務教育を受けたいので甘楽町に移住したい」というような環境作りをしていただき、町の人口減少対策の一助になるようお願いいたします。

以上で終わらせていただきます。

◇議長（佐俣勝彦君） 要望でよろしいですね。

◇6番（江原榮和君） はい。

◇議長（佐俣勝彦君） ありがとうございます。

それでは、暫時休憩といたします。



午後 2 時 1 1 分開議

午後 2 時 1 9 分開議



◇議長（佐俣勝彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、質問番号 7 及び 8 を議席 8 番中野喜久勇君、登壇の上、一括して質問を願います。

◇8 番（中野喜久勇君） 「町道の整備について」並びに「公民館等公共施設の貸室使用料について」の 2 問を質問いたします。

「町道の整備について」、秋畑那須地区の町道舟沢・中郷 2 号線の三差路付近で道路を水路が横断している箇所がありますが、大水が出る度に水路がつかえ道路などに水があふれ、下の家に水害をもたらすということで 10 年くらい前から町に整備を頼んでいます。用地買収が済んでいる所もありますけれども、役場の担当者が変わるとそのままになってしまっており、この際、是非改修して欲しいという要望がありました。建設系の担当者に現場確認をしてもらいまして既に測量が済んでいるようですが、工事着工の予定はいつ頃になるか、伺います。

また、小幡地区の町道立足・中町西側線についても、既に第 1 区長から町に対して道路整備の要望がされ話が進んでいるようですが、現状は土手が崩れ道幅が 4 分の 1 くらいになり、元文五年の銘がある供養塔を含め 3 基の供養塔が今にも崩れそうになっており、大変危険ですので大至急対処されるよう要望いたしますが、この件について進捗状況を伺います。

続いて、「公民館等公共施設の貸室使用料について」、伺います。

当町では、公民館等の公共施設の貸室使用料は十数年前から有料になりました。

周囲の市町村の状況は、富岡市で社会教育関係に加入している団体で 5 人以上であれば無料、下仁田町では社会教育関係に加入している団体は一部免除、南牧村では全て無料となっております。

甘楽町文化協会は 10 年前は 70 団体で構成されておりましたが、高齢化等により現在は 51 団体に減少しています。しかし、甘楽町は文化を誇る町として周囲の市町村から高く評価されています。今後、更に文化の向上を図り、文化協会の組織を強化する為にも、貸室の使用料を無料にさせていただくとともに文化会館の使用料についても以前と同様に社会教育関係団体については、一般の使用料の 20% を軽減させていただきたいと思っております。

が、町の考えをお伺いいたします。

以上でございます。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

質問番号7及び8について、一括して答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） 中野喜久勇議員から、2つの質問をいただきました。

1 問目の「町道の整備について」のご質問にお答えをいたします。

道路の整備に関する要望につきましては、議員もご承知のとおり拡幅する改良や安全対策、側溝の整備、または舗装の補修など様々な要望が各行政区の区長さんから寄せられております。

町では、この要望をお受けする際には、必ず職員が現地確認を行った上で整備の緊急性や工事の規模、そして町内全体のバランス等を考慮し整備の方向を示させていただいております。

ご質問の詳細につきましては、この後、担当課長からお答えをさせますので、ご理解を賜りたくよろしくお願いをいたします。

また、2つ目の質問につきましては、教育長からお答えします。

◇議長（佐俣勝彦君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 中野喜久勇議員の「公民館等公共施設の貸室使用料について」のご質問にお答えいたします。

公民館等公共施設の貸室使用料については「甘楽町公民館使用条例」や「甘楽町文化会館の設置及び管理に関する条例」等で使用料を規定しておりますが、平成17年度までは甘楽町文化協会の会員につきましては、公民館やら・ら・かんらの使用料については全額免除、文化会館の使用料については2分の1の減免でした。

しかし、平成16年7月に甘楽町は合併に対する住民アンケートの結果を受け、自立の道を選択いたしました。

同年11月でありますけれども、「国庫負担の廃止あるいは縮減」「税源の移譲」それから「地方交付税の見直し」等のいわゆる三位一体改革が示された年でございます。これに対して、それぞれの市町村は自立の道を探って、それぞれの厳しい財政に自ら取り組んでまいったのは、議員もご承知のとおりだというふうに思います。

これらの状況を見据えて、平成17年3月に議会と一緒に、自立の道を歩いてい

く為「まちおこしプラン」を策定いたしました。

このプランでは、特別職や議員及び職員など人件費の削減を行い、次いで補助金の削減や住民サービスの見直しと、受益者負担の見直しなど今後の行政のあり方を検討しました。

これまでは、使用料などが無料あるいは安いのは、住民サービスとして当たり前という発想でした。しかし、正確に言えば、税を使うという形で町民全体が負担していた訳です。これからは、利益を受ける利用者が応分の負担をすべきではないかということで、平成18年度から公民館等公共施設の使用料負担をお願いすることとなった経緯がございます。

従いまして、現状の使用料を負担していただくということで、ご理解をいただければというふうに思っております。

ご質問の詳細等については、担当課長からお答えさせますので、ご理解を賜りたくよろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 建設課長。

◇建設課長（中野哲也君） 命によりまして、「町道の整備」につきましてお答えをいたします。

ご質問いただきました秋畑那須地区の町道舟沢・中郷2号線につきましては、議員ご指摘のとおり、地元からの整備要望があったのはかなり前でございます。

今日に至った経緯を申し上げますと、町では平成12年度に道路改良の為の測量設計を行い一部工事を実施しており、平成15年度には町の単独事業として事業化が検討されましたが、効率性、経済性の観点から事業見送りとなり、本年10月に再度、地元区長からこの箇所水路・道路改修の要望が町に寄せられ、職員が直接現地を確認させていただいております。

お尋ねの進捗状況についてでございますが、現地測量を11月上旬に終えております。

なお、この夏の豪雨によりまして、この箇所に隣接する町道中郷・河振1号線の法面が崩落した箇所があることから、今回要望をいただいた水路改修と法面崩落の改修を併せた道路改修工事を平成28年度に実施したいと考えております。

次に、小幡地区の町道立足・中町西側線についてですが、この箇所は民有地の除草剤散布により道路両側の法面の土砂が徐々に崩れ出し、道幅が狭くなっている状況です。

この箇所については大規模改修はできませんが、町道部分のみ簡易な土止めを施工した

いと考えております。地元区長と相談をさせていただきながら、できる限り要望にお答えしようと考えているところでございます。

なお、ご指摘のあった石碑については、隣接するお寺の土地に建っている為、所有者もしくは管理者に移設などの適切な対処をしてもらえないか、地元から関係者にお話しただけのようをお願いをしているところでございます。

行政区から寄せられる要望につきましては限られた予算の中ではありますが、それぞれの行政区の中での優先順位を勘案させていただいた上で、要望に対応させていただいているところでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 社会教育課長。

◇社会教育課長（吉田泰志君） 命によりお答えいたします。

近隣市町村の公民館の使用料等につきましては、富岡市の12カ所の公民館は、教育委員会の認定を受けた社会教育団体であれば無料、下仁田町公民館の大会議室は、使用料が2,000円と施設設備費が2,000円の合計4,000円ですが、社会教育団体であれば、使用料2,000円を免除し、施設設備費は半額となり、実質負担は1,000円です。南牧村も、公民館は村内者であれば無料という状況です。甘楽町公民館の大会議室の使用料は1,000円で、下仁田町と同額となっております。

甘楽町と比較的に似通った規模の町である下仁田町とは実質的な大きな差はありません。

また、甘楽町の公民館、文化会館の使用料は、公益性の高い団体、例えば文化協会の主催する会議や行事での使用料は無料となっております。

従いまして、教育長答弁のとおり現状どおりのご負担をいただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

質問番号7及び8について、2回目の質問がありましたらお願いします。

中野議員。

◇8番（中野喜久勇君） 最初の秋畑地区の舟沢・中郷2号線につきましては、幅員の関係もあり、それを調査して、28年度に改修していただくような話で、ありがとうございます。是非ともお願いいたします。

それから、立足・中町西側線ですね。これについても、大変危険な状態でありますの

で、早急に対処していただくようお願いしたいと思います。

質問番号7につきましては、以上でお願いを申し上げて終了いたします。

質問番号8「公民館等公共施設の貸室使用料について」。町民の負担ということも確かに必要なんですが、町民サービスにおいて、例えば文化会館で催しをする薪能だとか、他の有名な歌手を呼ぶとか、先日もクリスマスコンサートというのがありましたが、クリスマスコンサートの出演料は70万円で、一般の客が110人ぐらいでチケット代が1人1,000円で11万円ぐらいの収入です。その差額は全て町が負担しています。薪能についても100万円ぐらい町が負担しています。そういうところにおよそ300万円から500万円ぐらい年間負担しています。公民館の使用料なんかはそれ程大した金額じゃないと思うんですね。10年前は無料だったのが、施設が古くなってから有料にすること自体が私はおかしいと思ったんです。富岡市は有料だったんですが無料になって、甘楽町は有料にしたんです。もう少し町民サービスと文化の向上を目指す文化協会の為にも、是非深い理解を持って無料にさせていただきたい。

それから文化会館の使用料について。大ホールを例えば地域の歌謡の発表会を開催する時にはおよそ10万円掛かるんです。以前は2分の1だったのが今は全額払うということで、以前は文化協会に関連していれば安くできるからということだったんですけれども、100%取られるからと協会をやめたところもあるんです。町民のサービスというのは、そういうところにあるんじゃないかと思うんですね。

先程も言ったように文化会館の催し物については、300万円から500万円近く町が持ち出しをして、町内外からのお客に対してのサービスをする。それも考慮して、是非とも貸室はそんなに金額は多くないですから、今後無料していただくようにご検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 公民館等の貸室使用料の無料化というふうなことでございましたけれども、今、議員もご承知のとおり町の1年間の予算の半分以上のお金を掛けて学校を造ってきました。そういう意味では大変町の財政というのは、かなり逼迫をしているという状況ではないかというふうに思っております。

そういう中で、まだ我々はそんなに安易に今までの取り組んできたことを改めてしまうというのは、少し時期尚早かなという思いがいたします。

それから、確かに議員がご指摘のとおり甘楽町文化会館が主催いたしますいろんな事業

がございます。今、事例を挙げられました事業の売上高とそれから実際の支払い額の差は、例えば能であれば、仮に450人入って3,000円でチケットを売ったとしたら135万円の収入で、実際に支払う方は250万円でありますから、100万円程度の差が出てくる訳です。それを確かに町が補助しています。

だから、そういう金があるのであれば、貸室使用料を無料にしてはいいのではないかと、ご指摘なんだと理解している訳であります。ただ、文化会館が主催して行う事業というのは、遠くへ大きな金をかけて出掛けなくても伝統的な芸術に触れる機会を作る、あるいは1人ではなかなか遠くへ行っても有名な歌謡ショーとかを見ることはできないけれども、文化会館だったら行けるといふようなこともございます。町の人々に対して文化を提供をするという意味合いでは、それは極めて有効であろうというふうに思っております。

それと一緒に貸室の無料化ということをクリックして考えてしまうと。確かにそういうふうに考えられそうなのところもありますけれども、やはりいろんな施設というのは利用する人としていない人が当然出てまいります。そういうふうな意味合いから考えれば、先程申し上げましたように応分の負担をしていただくのが今のところいいのかなと思います。当然、いつか見直しをしなければならぬ時期が来るだろうというふうに私も思います。

それから、富岡市は有料だったのを無料にしたとご質問の中にありましたけれども、それとあまりリンクして考えるのではなくて、やっぱり町は町の状況でやっていく必要があるというふうに、私自身は考えております。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問番号8について、3回目の質問がございますか。

◇8番（中野喜久勇君） 教育長の言われることはご尤もなんで、甘楽町でいろんな催しがされることについては、私もなかなか遠くへ行ってみるのは大変だから、この町でそういうものが見られるということは本当に有意義だと思っております。

しかし、文化協会を育てるとか、町民のサービス。そういった団体に入っている町民のサービスについてはもう少し理解を持って、特に生涯学習とか、今叫ばれている訳ですよ。大勢の人たちがもう高齢になってきて、できるだけ生涯学習によって元気付け、健康を保つとか、そういう目的を持ってやっている訳ですから、公民館の使用料等は年間とすれば100万円以内ぐらいで収まると思うんですね。収入そのものは100万円は出ないと思うんです。そのぐらいのものはもう少し考慮して、特に文化協会の管理であります教育委員会、教育長、是非とも温かい心を持って、もう少し柔軟な姿勢で文化に携わる町民

の為に、深いご理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。終わります。

◇議長（佐俣勝彦君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 中野議員のご質問の趣旨は十分承知しております。今後、すぐにお応えできるかどうかは別として、十分考えさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、中野喜久勇君の質問が全て終了いたしました。

次に、質問番号9から11までを議席12番山田邦彦君、登壇の上、一括して質問を願います。

◇12番（山田邦彦君） 私は、質問番号9から11までについて質問いたします。

まず、「座り過ぎの解消と通学路の安全対策を」について、質問いたします。

最近、幾つかの研究の中で「座りっ放しは体に悪い影響を与えて病気になることもある。」と報告あるいは指摘がされています。「座りっ放し症候群」という言葉があります。

座りっ放しというのは体の血流を悪くして、座っている姿勢は立って動いている姿勢と比較しますと体の大きな筋肉を動かすという動作をしません。体を動かすと様々な筋肉が動きますから血流が良くなり、酸素の細胞への運搬もスムーズになり、老廃物の停滞も防ぐことができるということです。肩こりや頭痛なども防ぐことができます。座る姿勢は、これらの生命活動を抑え込んでいることに他なりません。

座っている姿勢で仕事をしていると、脳をよく使うわりに血流が悪いため様々な神経に負担をかけるということになります。神経に負担をかけ過ぎると調整ができなくなり、自律神経失調症などが起こりやすくなるという訳です。

座りっ放しで代謝が悪くなる為、肥満になりやすくなったり、それが進むと糖尿病の危険が増す。血流促進が期待できない為、心臓に負担がかかり心筋梗塞など心臓疾患の可能性が増加すると言われていています。

下半身のむくみや肩こり、頭痛や精神疾患などの症状にもなりやすくなる症候群を解消する方法としては、「それをやめる」という方法がある訳です。

それは、立ったままの姿勢でデスクワークをするというスタイル。これは直立しているので体を動かしていない状態と似ていますが、スタンディングスタイルにするとこまめに

体を動かしているせいか、座りっ放し症候群のような症状が激減すると言われていました。また、集中して仕事をするようになる為、仕事の効率もはかどるようです。

そこでまず、役場でもスタンディングスタイルを取り入れて、職員の皆さんの健康増進に寄与してはいかがでしょうか。

2番目に、住民の人たちにもお知らせをして家の中で座り切りにならない対策を講じてはいかがでしょうか。それには「出かけるきっかけ」を作る必要があります。趣味や買い物、散歩やジョギング、いろいろありますが、見回り活動なども有効だと思います。

例えば、新しい中学校の通学路。先程も話が出ていましたが南の方面だと約1.7キロメートル、北方面だと約1キロメートルに集落がありません。ここに警察官が立ち寄っていただけるような休憩所などを複数造って、散歩をしたり見回りをしていただき、小学生の夏休みのラジオ体操のカードのようなものに判こを押してもらい、それがいっぱいになったら何か特典がもらえる。そのようなことをしてはいかがでしょうか。

質問番号10「道路標識、公園等の遊具などの点検方法は」について伺います。

全国のあちこちで、道路標識や公園の遊具などが老朽化し、子どもたちが怪我を負ったという報道がされています。物ごとに管轄が違うので管理しにくいとの話も聞いていますが、一度事故が起きると被害に遭うのは地元の住民の皆さんです。特に子どもさんが危険にさらされると思います。

事故が起きるのは、設置後20年、耐用年数は10年くらいとのことですが、そのくらい経っているものが多いそうです。物によっては5年くらいで腐食してしまうこともあるようで、個体差もあるようです。

事故を未然に防ぐには点検すること、そしてその後の修繕が大事です。

そこで、町内また近隣市町村での事故の例があれば教えていただきたいと思います。

2番目に、道路標識やカーブミラー、ガードレール、フェンス、車止めや公園、幼稚園、学校や保育園、いろんな所に遊具がありますが点検の対象となるものが幾つぐらいあるか、お知らせください。

それぞれの遊具などの点検方法はどういうふうに行われているか。それぞれ、いつ誰がどんな方法で、回数など基準などがあるかどうか、伺います。もしなければ、基準などを作る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

④として、住民の皆さんからの情報。いろいろなところが傷んでいたり、腐食したりという情報をスマートフォンなどで簡単に受けるシステムを作っている自治体があるようで

す。是非町でも実施してはいかがでしょうか。

町の考えを伺います。

質問番号11「学校にお弁当の日を取り入れてはどうか」。

この頃の健康志向の中、食育が注目をされています。先日の健康祭の中でも大きなテーマとなっていました。是非、引き続き食育の推進を願うものです。

防災や環境、健康や医療、福祉、そして平和、自由、民主主義、町おこしに至るまで、その他どんな問題でも小さい時からの教育が大変大事です。食育についても同様だと思います。

そこで、学校にお弁当の日を取り入れてはいかがでしょうか。お弁当の日とは、食事について親子で共に考える機会を創出し、子どもたちの食への関心を高め、感謝の心を育むことなどを目的として学年に応じた町独自の狙いを定め、栄養士を中心に学校と家庭との連携のもと全校で実施し、小中学校の9年間を通して自分の健康を考えて判断し、実践できる子どもを育成することです。

基準としては、子どもだけで作るという決まりを設け、年間実施回数や実施規模、これを問うものではないそうです。ただし、学校の授業として調理室で弁当を作らせるというのは駄目だということです。早朝に子どもが自宅の台所に1人で立つことに大きな意味があるからです。弁当の日に関係するホームページから抜粋しましたが、現在約1,800校で実施をしているそうです。

このテーマについては以前にも伺いましたが、その時にはまだ情報不足の感がありました。その後、町内のある団体がこのテーマで活動を始めて昨年からは健康祭でも披露し、大きな成果が出てきています。行政の中できちんと位置づけて、町内の子ども全員を対象に継続して行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。

その他、プランなどがありましたら、教えていただきたいと思います。

町の考えを伺います。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

質問番号9から質問番号11までを、一括して答弁をお願いいたします。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、山田議員から3つの質問をいただきました。

最初に「座り過ぎの解消と通学路の安全対策を」、この質問にお答えをいたします。

「過ぎたるは、なお及ばざるがごとし」ということわざがあるように何をするにも行き過ぎになりますと、どんなに良いことでも不満足な状態と変わらないことは、ご質問の通りであります。

ご質問にありました座りっ放しに限らず、反対に立ちっ放し、やりっ放し、しっ放しなど言葉の後ろに「何々っ放し」がついている言葉は、全て度が過ぎる意味で使われておりまして、良い訳は無いというふうに思っております。

議員の質問の1番にありました「役場でもスタンディングスタイルを取り入れて職員の健康増進に寄与しては」という提案ですが、近年の職場はオフィスオートメーション化と共にコンピュータが導入され、更にインターネットの利用が広がりまして、昔に比べて確かに座ったままの状態が長くなってきているとは思いますが、役場のシステムは総合窓口制でありまして、ロビー等でお客様の対応をしています。その時には多くの職員が自席を離れて業務に当たっております。お昼休みの休憩時間等を考えれば、一日に座っている時間は長い間で午後の4時間程度と思われれます。しかし、4時間ずっと座り切りの仕事をしている職員がいるかなというふうにも思います。そんな中ですから、役場において立って仕事をするというスタンディングスタイルを取り入れる考えはございません。

しかし、職員の健康管理指導については引き続き実施をしていきたいと考えておりますので、お願いいたします。

次に、住民にも、座り切りにならないような対策を講じてはどうかというご質問をいただきました。町では「健康かんら21（第2次）」の計画で6つの基本目標を掲げて、その一つとして積極的な外出や身体活動を増やそうということで、健康祭をはじめとして各種教室、老人クラブ等の集会において取り組んでいるところであります。

また、議員には通学路の安全対策として一例を挙げてご提案をいただきましたが、新しい中学校の生徒の登下校の通学路での散歩やジョギングは非常に良いアイデアだと思いますけれども、それについて特典を与えるような事業については現在のところは考えておりません。

山田議員におかれましても通学路の安全対策につきましては、議員活動の現地調査等通学時間帯に合わせて見回りを兼ねて行っていただければ大変ありがたく思います。

次に「道路標識、公園等の遊具などの点検方法は」のご質問にお答えします。

遊具は、子どもたちが安心して快適に遊ぶ施設であることから、この安全対策については、施設の安全性など十分留意し配慮をしているところであります。このことから、公園

や学校等における遊具の安全点検につきましては、まず職員による日常の点検の他、専門業者に委託した定期点検を実施しております。

点検方法につきましては、平成14年3月に国土交通省より通達がありました「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に遊具ごとの点検ポイントが示されており、この手順に従いまして職員が遊具の腐食、変形等を目視や触診により点検を行っております。併せて遊具の更新についても、毎年計画的に進めているところであります。

点検の結果、早急に修理、改善が必要な遊具については、速やかな対応を心がけておりまして公園施設におきましては今年度、定期点検で不具合を確認した4基を撤去いたしましたが、新たに遊具4基の新設更新も行っているところであります。

安全管理は、職員はもとより施設に関わる全ての関係者が協力してなし得るものと考えておりますので、今後もより一層の安全管理に努めてまいりたいと思っております。

ご質問の詳細につきましては、担当課長よりお答えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

3番目につきましては、教育長からお答えをします。

◇議長（佐俣勝彦君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 山田邦彦議員の「学校にお弁当の日を取り入れてはどうか」とのご質問にお答えいたします。

食育基本法が制定され国民の食に対する関心が高く、新聞、テレビ等において、様々な角度から食について取り上げられております。グルメ番組ばかりでなく、健康という観点からその安全性、栄養のバランスについての報道もよく見られます。

そういうような点から言えば、学校給食は成長期にある幼児、児童、生徒にとって、最も理想的な食と言えます。福島小学校は議員もご承知のとおり日本における給食の発祥の地でもあり、甘楽町は、県内はもとより全国的にも特色ある学校給食を提供しており、高く評価されているところであります。

しかし、子どもたちの昼食が学校給食に委ねられ、母と子の絆が薄れていくのではないかという懸念から、学校にお弁当の日を設け取り組んでいる学校があることは承知しております。

議員のご提案は、食育という観点から食育基本法にあるように食への関心を高め、感謝の心を育むことを目的に栄養士を中心に学校と家庭連携のもと全校でお弁当の日を実施してはどうかとのことですが、誠に理想のお考えではありますが、実施に際しましては、安

易に作れない為に相当の指導と準備が必要となるのではないかというふうに思います。小学生で自作の弁当は、ほとんど私はできないのではないかというふうに思います。中には、満足に朝食さえとってこない児童生徒がいることから、果たして可能かどうか疑問です。

むしろ、今、食育が必要なのは、学校ではなく家庭での食のあり方ではないかというふうに思います。例えば、お母さんと子ども、時にはお父さんと子ども、ある時は子どもだけで食事を作るの方が、弁当を作って持ってこさせるよりはるかに食育を推進するには効果的ではないかというふうに考えます。

現在、甘楽町の児童生徒の朝食等の状況について、担当課長から説明させます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 建設課長。

◇建設課長（中野哲也君） それでは、命によりお答えをいたします。

ご質問いただきました道路標識や公園・学校等に設置されている遊具の安全対策及び危険防止対策については、それぞれ所管が異なりますが、一括して私の方からお答えさせていただきます。

初めにご質問いただきました道路標識について、これには道路管理者が設置する案内標識や県公安委員会が設置する規制標識等がありますが、町管理のものはありません。

まず、1点目の町内での事故の事例については、利用者の不注意による怪我などはあると思いますが、遊具の不具合、破損が原因の怪我や事故は発生しておりません。

次に、2点目の点検対象となるもの及び3点目の点検方法について申し上げます。

公園及び同様施設の学校、幼稚園、保育園に関しましては、国土交通省が定める「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」と、同指針に基づき一般社団法人日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する基準」により、2年ごとに外部委託し専門技術者による定期点検を行っています。外部委託の無い中間の年には、職員による日常点検と定期点検の結果を踏まえた経過観察等を行っています。

専門技術者による定期点検の対象は遊具のみで、カーブミラーやガードレール、フェンス等については、破損の確認など職員による日常点検を実施しています。対象遊具は、8つの公園に39基、幼稚園3園に60基、小学校3校に55基、保育園に11基の計165基あります。

点検方法については町長答弁のとおりですが、各学校、幼稚園、保育園の日常点検にお

いては教職員等が目視や触診による点検を実施しており、公園では日常点検に加え、春休み、夏休み、大型連休前には遊具の点検を重点的に行っております。

なお、県が管理していると申し上げた道路標識については、案内標識を中心に県職員や道路巡視員による日常的な道路パトロールが実施されております。

4点目の利用者からの情報提供に関するご提案について申し上げます。

遊具は子どもたちが安心して快適に遊ぶ施設であることから、職員が行う日常点検で目視によります腐食、変形、摩耗、部材損失などの点検をしておりますが、時々利用者や地域住民の方からも通報いただき大変助かっております。ただ、不特定多数の皆様が利用する公園では、場合によっては通報のあった危険箇所を職員が現地で確認できないケースもあります。このような場合、状況写真をメールに添付して送信していただければ、情報が確実かつ迅速に伝わり、怪我や事故の未然防止に繋がると考えられますので、議員ご提案につきましては検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 学校教育課長。

◇学校教育課長（横尾 弘君） 質問番号11のご質問について、命によりお答えさせていただきます。

本年度4月に行われました全国学力・学習状況調査の実施に合わせて、各家庭での生活の様子や学校生活での様子、学習や読書、地域での生活状況などを詳しく質問する調査の中で「朝食を毎日食べていますか」という質問がありました。

毎日朝食事を、1「している」、2「どちらかといえばしている」、3「あまりしていない」、4「してない」という質問でありました。

甘楽町の児童生徒の回答は、1「している」が87.3%、2「どちらかといえばしている」が6.2%、3「あまりしていない」が5.4%、4「してない」が1.1%でありました。これを見ますと、朝、食事をほとんどしない児童生徒が6.5%いることが分かりました。

いろいろな調査によりますと、食事をしたと回答した子も、パン1切れとジュースで済ます子どもも多いと言われております。

このような状況から見ますと、お弁当を持参させるのには様々な課題があるように思っております。

次に、②番のその他のプランについては現在のところございませんが、来年度には炊き

立てのご飯を提供できる新給食センターが完成しますので、栄養士や学校の給食主任等と最新の施設設備を活かせるような食育をしていきたいと考えています。

以上でございますが、ご理解を賜りたくよろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

質問番号9について、2回目の質問がありましたらお願いします。

◇12番（山田邦彦君） 座り過ぎのことについてなんですが、町長が言われたとおり「過ぎたるはなお及ばざるがごとし」ということで、何十万人かの人を追跡調査した例が幾つか紹介されており、要するに一日の仕事の中では2時間ぐらいをスタンディングでやると効果があると。それ以上になると、また逆の効果が出てくるような話がありました。

是非、血液の検査をしたり尿の検査をしたりとか、CTで検査するというのも1つあるんですけど、職員の皆さんの一日の仕事ぶりをどういうふうな形で行っているのか、座っているのか、立っているのか、集中してどのくらいできるかとかというの、工夫をしながら調査することも必要なかなと思うんですね。その中で、もし、それこそ健康を害するような恐れのある立ち過ぎですとか座り過ぎがあった時には、やはり幾らかの援助といえますか、指導をすることが必要ではないかなと思いながら伺いました。

是非、そういうことを実施してはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

それと、②の方なんですが、ちょっとこのテーマで中学校の周りを歩くというのは、遠いような話になってしまうんですけど、よく町長が言われるように「年をとったら教養が必要、教育が必要、今日用事が必要、今日行く所が大事」という話をされますよね。町のいろんなプランの中に、なるだけ体を動かしましょうよ、こういうことがいいですよ、それについてのいろんなノウハウと言いますか、知識と言いますか、情報がとにかくあふれ返るくらいあるんですね。ただ、それを実行しないと意味が無い訳で、その実行する時には自分に対して逃れられないような縛りをつけることが大事かなと思うんです。それをやる為に新しい中学校というのは一つのチャンスかなと思うんです。必ずしも、個々の住民の方をお願いする訳ですから、登下校の時間だけではなくて自分の都合のいい時間でいいと思うんですよね。いろんな意味で心配していることと、座り過ぎ云々というのが上手に組み合わせて何か実行できる一つのきっかけになるんだと思うんです。

ここに書きましたけど、特典をもらうとかもらわないとかというのは別としても、一つのきっかけになって住民も健康になるし、中学生も安心して登下校できるしというのは、割と良い案だと思うんですよね。是非、検討していただいて実行の方向に進んでいただき

たいと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） まず、最初のスタンディングスタイルと言いますか、立って仕事をする部分につきましては、確かにずっと座り切りより途中立って仕事をすることも必要かなと思いますけれども。そうしますと今度は立って仕事をする机も必要、座ってする机も必要と、今の体制の中で2つの机を用意するのは無理かなと思いますので、議員言われますように職員の健康管理につきまして保健師等もいる訳でありますから、しっかり管理をしていくことによってそのようなことが無いように十分意を払っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、家でいつも座りっ切りでいて、寝たきりになってしまわないように外へ出てたまには運動する、今日朝起きてどこか行くところがあるとか、今日何か用があるとか、それが「教養と教育」だという話がありましたけれども、そういうことにつきましては、老人クラブの会合等々を利用して積極的にまたお願いをしてきたいというふうに思っています。

議員言われますように縛りをかけて、必ず朝散歩に行かなくちゃ駄目だというようなことは、非常に難しいかと思えます。学校に通う子どもたちを見守って欲しいというようなことを踏まえながら、取り組みを進めていきたい。議員おっしゃられますように良い考えだと思いますので、よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問番号9について、3回目の質問がありましたらお願いします。

◇12番（山田邦彦君） 了解しました。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、質問番号10について、2回目の質問がありましたらお願いします。

◇12番（山田邦彦君） ①番で事故が無いようですので、良かったなと思いました。

それと、②と③番なんですけれども、職員の方による日常点検という言葉がありました。この日常点検というのがよくわからないので、もう少しわかりやすく話を伺えればなと思います。

それと、④番は賛同と言いますかね、言葉をいただけたので、検討して、是非実施ができるようにシステムを作っていただければと思います。④は了解しました。

◇議長（佐俣勝彦君） 建設課長。

◇建設課長（中野哲也君） 只今、2回目の質問で山田議員さんから、職員の日常点検、この部分についてご質問がありました。

職員が、例えば公園であれば、遊具と段差が無いとか、例えばそこにあってはならないものが置いてあるとか、もう一つは先程お答えの中で申し上げましたように部材が欠損してないか、そういうものを目で見たり実際に手でさわってみたりして、点検をしているということでございます。

そういった中で、公園等を1つの例に挙げれば、ある程度スポット的でございますので、月に2回から3回程度点検を行っているという状況でございます。

◇議長（佐俣勝彦君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） 今の日常点検なんですが、それについては先程の指針、基準がありますといった話があったんですけど、それに基づいてそういうふうな回数、頻度でやっているのでしょうか。どうしても、話のイメージとしては、例えばどこそこ方面に行く主な仕事があって、その前後にちょっと寄ってみるみたいなイメージがどうしてもあるんですけど。事故が有った時のいろんな状況なんかを報道されるのを見ると、ちょっと行って、叩いてみたり触ってみたりしただけでは発見できないようなことが多々あるらしいですね。要するに、地面の中、10センチか15センチぐらいのところで腐食が進んでいるとか、本当に地面すれすれではあるんですけども、そういう見た目とか、触ったりしたぐらいでは発見できなくて、残念な事故に繋がったりということがあるという話をよく聞いているんです。

是非その辺りも何か今の基準とか指針でどのぐらいのことがされているか、私は分かりませんので、大ざっぱにしか言えないんですけども、そういう目的意識を持ちながらの日常点検を強めていただいて、事故に繋がらないようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 建設課長。

◇建設課長（中野哲也君） 若干説明が不足しておりました。

まず、定期点検の中では、例えば金属柱であってもそこは腐食してないかどうか、全部掘って、土をどかしてきちっと検査をします。そういう中で、先程言いました国の指針、また公園の業者での指針、これをもとに専門技術者が点検をしておりますので、まずそれを2年ごとに行っています。その中で、若干の危険性が今後増すよという部分について職員が日常点検を行って、いわゆるこの中で最初に申し上げました経過観察というような言

葉で説明をさせていただきましたが、そういう形の中で安全管理には努めているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

◇12番（山田邦彦君） 了解しました。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問番号10が終了しました。

質問番号11について、2回目の質問がありますか。

◇12番（山田邦彦君） 先程、教育長が指摘された話が重要だと思うんですね。やり始めて全員ができるか、あるいはどのくらいできるものなのか。要するに先進例ですと、そう簡単には定着しないということで、例えばの話なんですけど、子どもの力だけで作る、買い物とご飯は家族の協力を得てOK、これが完璧コース。お勧めコースは、親と子どもと一緒に台所に立ってお弁当を作る。ベシッコースが、おにぎりを結んでお弁当におかずを詰める。エンタコース、これは作った人に感謝の言葉を表現豊かに伝える。このエンタコースというのは結局自分では作らないけど、感謝をするということ表現させるというんですかね。私も、あまり子どもの時に栄養が良くない方だったんですけど、学校給食のおかげでそれなりに育てていただきまして本当に感謝しているんです。学校給食は栄養バランスですとかも専門家に一生懸命考えていただいて、子どもたちにし出してもらおうという意味では本当に一番良い食育の形だと思うんですね。ただ、自動的に出てくる、配膳したりとか片づけたりということは子どもたちはやりますが。材料があって、その材料はどういうふうに店頭で並んでいて、それを作る為には農家の人、あるいは輸送する為にはなどいろんなことを話しながら弁当を作ると話として繋がっていくんですね。そうすると、今まで無関心だったところに関心が向いて、いろいろな何色の食材はどんなものが入っているとか知識が豊富になる、作ってくれる人にまさに感謝ができるような人間に育つらしいんですね。

要するに、年間何回やりなさいとか、最初から完璧コースを求めると、やっぱり物事って破綻してしまうんですね。ただそういうふうなことがある中で学校で経験してみたら、結構な割合で上手に作るようになるようになるんです。まだ私自身は経験してないので、なるようですとしか言えないんですけど、これはやっぱりこれからの甘楽町を背負って行っていただく子どもたちには大変有効だし、そんなにお金と時間を掛けずにできる活動だと思うんです。

是非、そういう意味も含めて研究をして実施の方向に向いていただきたいと思いますと思うんで

すが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 自分で作るということに大分関心が高いようですが意外と知られてないことでありますけれども、給食を調理して子どもに食べさせるまでに2時間以内という給食では指導がございます。2時間以上経って食べさせないようにするというので、できるだけ温かいうちに食べさせる。特に時期的には、より傷む場合もございます。そういう意味で、調理後2時間以内というのが給食に対する基本的な考え方でありまして。

弁当ということになってまいりますと、子どもたちは大体7時過ぎには家を出ますので、6時には作らないと持って出られない。そうすると、弁当を食べる時間は12時過ぎでありますから、6時間も経過してから食べるということになってくると、時期的にはかなり危ない場合も出てくるというふうなことが1つは言えると思います。

あるいは、こんな忙しい朝に親は皆、大体お勤めでありますから、「母ちゃん、これどうするんだい、これどうやって煮るんだい」とかそういうふうに子どもから言われると、かえって家庭からの理解が得られない。「私が作ってあげるよ」というふうな形になってしまうのではないかというふうに私は思います。

それともう一つ、今の中学生を見ればわかると思いますけれども、小学生ももちろんそうですが、かばんがいっぱいあります。そこへまた重い弁当を持って出てくるということが、果たしていいのかどうかというのは大いに疑問に思うんです。弁当を実施する場合の具体的なことを考えてみますと、いろいろ問題点が出てまいります。

そういう点から考えますと、これについては十分慎重に検討する必要があるであろうと思います。これは、教育委員会がこれ決めたから、それぞれの学校で弁当の日をやってくださいという訳にはいかないのです、これは給食センターとの絡みがありますから、全町内が一斉でないとなかなか面倒なことが出てまいります。そういった点から考えますと、私はこれは十分研究してからでないとは実施するのには問題があるというふうに思っております。

あくまでも、これは学校が主体で行うべきだというふうに私自身は考えますので、今後、学校といろいろと話をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、3回目の質問がありましたらお願いします。

山田議員。

◇12番（山田邦彦君） 教育長の答弁の中にありましたが、傷むかもしれないという心配ですね。これも先進地では、そういうことも多分考慮されているんでしょうけど、10月から月1回やって、年5回程度。それはいろんな細菌ですとか、何か心配があるので、そういうふうな形でいわゆる冬場にやるということがあったりするそうです。

それと、給食センターとの絡みということもあるので、ある学校では給食が出ない日、例えば遠足の日ですとか、運動会の日に実施をする。そうすると、余計また忙しい時にそんなことをという話になると思うんですけど、忙しい中にそういうことをやるのがやっぱり大事のようです、先進地の話を伺いますとね。全国で1800校もやっていますので、調査研究をしていただけるということなので、是非県内でも隣の富岡市でも2校ぐらい今現在やっていると思うんですよ。ですから、調査をやっていただいて、実施している学校は異口同音に本当に子どもたちが感謝の心ですとか、食に対するいろんなありがたみですとか、そういうのがわかるようになって、普段の朝食ですとか、普段の夕食でも子どもたちが率先して母親ですとか父親の作る食事に協力したり、手助けをして良い結果が出ているんだということがもう山程ありますので、是非参考にさせていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 感謝ということに大分こだわっておられるようなんですけれども、学校でも非常にそれを重要視している訳であります。例えばお米、あるいは魚であれば、農家の人の苦勞、あるいは漁師の苦勞、いろんな物を作っている人の話も学校ではしております。そういうふうにしなごら、私たちが温かいおいしいご飯を食べられるのは、こういう人達のおかげだよという話は、折にふれて話をしていることは事実でありまして、そういう点では、山田議員が懸念されているような感謝の心が育っていないということでは無い訳です。十分それは承知して、給食指導をしております。

それから、実施している地域では全て良いことのように、やっていることは良い結果が得られているような議員のご指摘でありますけれども、そうとは言い切れないのではないかとこのように私自身も思っているものですから、これについては、私は慎重に考えなければならぬというふうに思っております。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、山田邦彦君の質問が全て終了いたしました。

次に、質問番号12を議席11番中里芳久君、登壇の上、質問を願います。

◇11番（中里芳久君） それでは、議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。主題といたしまして、「町長選について」ということでお願いします。

今年も残り少なくなりました。あと半月余りでございます。

今年も年が明け、7月にはいよいよ町長選挙です。今まで築いてきた実績と経験を活かし、4期目へ挑戦をしてはどうか、支持者としてお伺いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） 中里議員から、4期目への挑戦をとのご質問をいただきました。

ご質問のとおり、来年7月22日には任期を迎えます。この間、議員の皆さん、そして多くの町民の皆さんのご指導とご協力をいただき、そして役場で働く職員と共に、今日まで務めることができました。大変ありがたく皆様に感謝を申し上げます。

次期の町長選につきましては年が明けましたら、後援会、そして支援をいただいている皆さんのご意見を伺い判断をしていきたいと考えておりますので、もう少しの猶予をいただきたくご理解を賜ればと思います。

まずは残された任期を誠心誠意務めていきたいと思っておりますので、中里議員におかれましても引き続きのご支援をお願い申し上げ答弁といたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いします。

中里議員。

◇11番（中里芳久君） あまり明確な答弁ではございませんでしたが、来年と言っても年が明けますと、7月はもう駆け足で来ますから、町長も今までの実績と経験を活かした町政をまたよろしくお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

◇町長（茂原莊一君） わかりました。

◇議長（佐俣勝彦君） 要望でよろしいですね。

◇11番（中里芳久君） はい。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、以上をもちまして、中里議員の質問が終了いたしました。これをもちまして、一般質問が終了いたしました。



○字句等整理委任の件

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、平成27年第4回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長にご一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。



○町長挨拶

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、本定例会に上程されました全議案の審議が終了しました。ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原荘一君） 本定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、極めてご多忙の中、今期定例会にご出席を賜り誠にありがとうございました。

また、本会議にご提案を申しあげました議案全て原案のとおりご議決、ご承認をいただきまして、誠にありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げます。

一般質問をはじめ、審議の過程で議員の皆様からいただきました貴重なご意見、ご提言等は真摯に受け止め、今後の町政に十分反映できますよう念頭に置いて取り組んでまいり所存でありますので、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、この1年を振り返ってみますと、4月に統一地方選挙が行われ、晴れて当選されました議員の皆様と共に平成27年度がスタートいたしました。

6月にはイタリア国チェルタルド市に駐在事務所を開設し、駐在員を配置して経済交流と人的交流を更に進めることができました。

7月には、東京北区で初の甘楽町商工観光展を開催いたしました。秋以降、北区から多くの方々甘楽町を訪問して下さるようになり、成果を実感しているところであります。

す。

最大の事業でありました甘楽中学校も間もなく建物が完成をいたします。開校まで3カ月余りとなりましたが、ソフト面も整えながら4月の開校の日を迎えたいと考えております。

人口減少社会に対応する為の地方創生対策では、議会でも人口減少対策研究会を立ち上げ貴重なご提言をいただきました。これからも、議会と執行側が協力し、町の魅力に更に磨きをかけながら町民が誇りを持ち安全安心に暮らせる町を目指してまいりたいと考えております。

平成27年も残すところ半月余りとなりました。幸い当町では、大きな災害も無く1年の締めくくりを迎えられそうではありますが、来年も平穏で、町民の皆様にとって健康で安らぎを持って暮らせる年になることを心から念願しております。

この1年、議員の皆様から賜りましたご厚情の数々に衷心より感謝とお礼を申し上げますとともに、明年も引き続き、ご指導、ご支援の程、お願いを申し上げます。

これから、年末年始で多くの行事が予定されており、多忙な時期になろうかと思えます。議員の皆様におかれましては、諸行事へのご協力をいただきながら、健康にくれぐれもご留意いただくとともに輝かしい新春をお迎えいただきますようお祈り申し上げます。

また、本日はこうして大勢の傍聴者の皆さんにお越しをいただきました。今後においても、議会そして町に対して関心を高めていただき、また参加をしていただければ幸いです。長時間にわたり傍聴いただきまして大変ありがとうございました。

皆さんにお礼を申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（佐俣勝彦君） 閉会にあたり議長から一言ご挨拶申し上げます。

去る8日に開会されました今期定例会も上程された全ての案件を滞りなく議了し、只今をもって無事閉会の運びとなりました。

定例会中、終始熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力を賜りました執行各位に厚く御礼を申し上げます。

また、本日は、こうして大勢の皆さんにお越しいただき、長時間にわたり傍聴いただきありがとうございました。

私ども議会も「信頼される議会」「開かれた議会」を目指し、町当局、町民の皆さんと

力を併せて町政の課題に全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、今後においても、議会に関心を高めていただき、また参加いただければ幸いです。

年の瀬も迫り、これから本格的な冬の到来の時期を迎え、寒さも一段と厳しさを増してまいります。

傍聴いただきました皆様をはじめ、議員各位並びに執行各位におかれましては、健康には十分留意され、迎える年が皆様にとりまして、最良の年でありますよう心からご祈念申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。



○閉 会

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、平成27年第4回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後3時35分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 佐 俣 勝 彦

署名議員 相 川 忠 夫

署名議員 金 田 倍 視